

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南大隅町長 石畑 博

市町村名 (市町村コード)	南大隅町 (464911)
地域名 (地域内農業集落名)	川北地区 (今市、町一、町二、浜馬場、宮原、下町、加治町、横馬場、針馬場、建部住宅、蔵団地、古殿、入ヶ山、貫見、西本、浦、川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

川北地区は、水稻、バレイショ、インゲン等が栽培されており、農地の有効利用はされているが、近い将来担い手の高齢化、後継者不足に伴い、耕作放棄地の増加が懸念される。
圃場面積が狭く、耕作作物も限定されているため、後継者が少なく大型機械等が導入出来ない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、バレイショ、インゲン等の生産効率向上のため、農地集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	99.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内及び関連農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢化等により、離農者が増加していくことが想定されることから、農地を担い手へ集積させ、集約化も可能な限り進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農者が発生する場合には、予定地近くに農地を持つ担い手に伝え、双方の意見を調整したうえで、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を通じて契約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の確保が難しい農地については、地域外からの参入を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

水稲やバレイショの集積を行い、ドローンによる農薬の一斉散布を行う。
また、多面的機能支払交付金を活用した農地の保全・管理を行う。